

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

新見市

2 構造改革特別区域の名称

新見A級グルメワイン特区

3 構造改革特別区域の範囲

新見市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 自然環境

新見市（以下本市という。）は、岡山県の最西北端、高梁川の源流域に位置し、北は鳥取県、西は広島県に接する。市域は 793.29 km²で岡山県の 11.2%を占め、総面積の 86.1%の 682.69 km²を森林が占めており、耕地はわずか 3.9%の 30.60 km²となっている。

人々が生活し生産活動が行われているのは標高 170～600mの範囲であり、地勢はおおむね急峻で傾斜地が多く、地質は大部分が石英斑岩、石灰岩などからなり、中南部の耕地には壤土がやや多く、北部は埴土、腐植土のいわゆるクロボク地帯である。東南部一帯は、石灰岩地帯特有のカルスト地形を形成している。さらに本地域は、県南の岡山市、倉敷市に比べて冷涼で、降水量、積雪日数も多く厳しい自然環境にあり、ブドウ栽培に適した地質や気象条件を備えている。

(2) 沿革

古代の律令制の頃から明治のはじめまで砂鉄を溶かす「たたら製鉄」が盛んに行われていた。平安時代末期になると、荘園に組み入れられていく地域も多く見られるようになり、新見庄などの荘園が整えられた。現在も、新見庄の荘園領主であった京都東寺には関係文書が多く残されている。江戸時代になり、元禄 10 年に関備前守長治が初代新見藩主として移封された新見藩、高梁の松山藩、幕府直轄の天領に分割された。

昭和 30 年頃の昭和の大合併などを経て、平成 17 年 3 月 31 日、新見市、大佐町、神郷町、哲多町、哲西町の 1 市 4 町が新設合併し、本市が誕生した。

(3) 人口・産業構造

本市の平成 27 年 3 月 31 日現在の人口は 31,690 人であり、年齢（3 区分）別人口は、0～14 歳 3,395 人（10.7%）、15～64 歳 16,139 人（50.9%）、65 歳以上 12,156 人（38.4%）となっている。本市においても全国的な問題である少子化・高齢化が進行しており、コミュニティ機能の減少等、地域の活性化を支える基盤への影響

が懸念されている。

平成 22 年の就業人口は 15,475 人で、年々減少傾向にある。産業別就業者の構成比は、第 3 次産業就業者が最も高く 56.3%と 5 割を超え、産業構造の 3 次化が進んでいる。一方、第 2 次産業は 28.5%、第 1 次産業は 15.2%と減少傾向にある。

(4) 農畜産業

作付面積では水稻が最も多いが、ブドウや桃といった果樹、和牛のルーツである千屋牛の生産に力を入れている。一方、農業経営の近代化等による余剰人員の第 2 次、第 3 次産業への移行や農畜産業従事者の高齢化、後継者の不足等により総農家数、農家人口及び経営耕地面積は減少傾向にあり、耕作放棄地は増加傾向にある。

今後は、耕種農家と畜産農家との連携による有機農業等の展開により農産物の高付加価値化を図り、情報通信技術を活用した生産・販売体制の確立、農産物や農作業体験を通じた都市との交流、安全安心な地域農産物の提供・消費を行う地産地消の推進などにより、農産物の生産・販売拡大と農村の活性化を目指している。さらに農業生産基盤の整備・充実により 6 次産業化を促進し、次世代の担い手確保や雇用機会を創出し、地域特性を活かした農畜産業の実現を目指している。

(5) 観光

本市には平成 26 年に年間約 32 万人の観光客が訪れており、満奇洞、井倉洞といった自然の観光資源とともに太鼓田植えや土下座まつりなど歴史的遺産がある。

また、本市が全国に誇る千屋牛、キャビア、ピオーネなどの優れた食材を PR することを目的とした「A 級グルメフェア」を平成 23 年から毎年開催しており、特産品の更なるブランド化を進め、地域特産品の生産奨励による地域活性化が図られている。

今後は、広域的連携による観光ルートの開発、観光推進体制の強化を図り、魅力ある観光地づくりを推進する必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

マスカットベリー A、シャルドネなどワイン用のブドウは、山梨県勝沼町などのワインメーカーから非常に高い評価を受けており、「新見 A 級グルメワイン特区」の認定によって地域での個性あるワイン醸造が可能になることで、ブランドイメージの向上が実現し、ワインを核とした地域食材を総合的に販売することができる。また、地域の特産品であるピオーネ、白桃などを活用したリキュールの製造により、農業の 6 次産業化が推進され、生産者の経営の多角化が図られる。

このような取り組みの中で地域の魅力ある「食」の生産・加工・流通販売が活性化し、

生産者や加工業者、流通販売業者による雇用創出、就業機会の確保のみに留まらず、畜産業、観光産業など地域資源をフル活用し、市全域の活性化に向けた相乗効果が期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回の特例措置を活用することにより、地域資源である優良な石灰土壌で生育するブドウを活用した小ロットのワイン製造が可能となる。ブドウの栽培面積の拡大により耕作放棄地の解消を進め、新規就農者等新たな担い手の確保を図る。また、ワイン製造を核として地域の魅力を向上させ、グリーン・ツーリズムによる交流人口の増加により、高齢化や後継者不足で厳しい状況にある農畜産業を活性化させ、新たな雇用創出を図る。

また、本市では観光資源としてA級グルメのPRに取り組んでおり、ワインについても一体的にPRしていくことにより、農産品ブランドの確立や高付加価値化とともに、更なる観光客誘致と融合させた一体的な取り組みを行うものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、地域農業の6次産業化が推進され、地域農業の担い手が育成される。また本市の特長である情報通信技術を活用した流通販売システムの構築により、地域商品の販売が拡大し、地域経済全体の活性化が図られる。

更に地域資源を活用した酒類製造業が生まれることにより、地域の雇用の場が確保され地域活性化を誘導するとともに、新たなA級グルメブランドの創出による農産加工品製造・販売による農業の活性化が図られる。

数値目標

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特産酒類製造所件数	0件	0件	1件

新見市ブランド創出 (農産加工品製造)	平成29年度までに3品目程度の加工商品製造・商品化を目指す。
------------------------	--------------------------------

8. 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

709(710) 特産酒類の製造事業

別紙

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館・民宿・レストラン・飲食店等）を営む農業者で、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる地域

新見市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や施設などの詳細

上記2に記載の者が、果実酒の提供を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内に農家レストランや農家民宿等を営む農業者が果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい地場産業の創造となり、農業の活性化にもつながる。

このような民間の自発的な取り組みが広がることは、地域の活性化にもつながるといふ観点からも、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされるが、本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。

別紙

1 特定事業の名称

709（710） 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物として指定された農産物（ブドウ、桃、リンゴ）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる地域

新見市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や施設などの詳細

上記2に記載の者が、果実酒又はリキュールの提供を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が指定する地域の特産物であるブドウ、桃、リンゴを原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、農業者の経営の多角化、新たな特産物及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等地域農業の振興が図られるとともに、地域住民及び異種業者、都市住民等との連携、交流の拡大による地域の活性化にも効果が見込まれる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされるが、本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。